

令和 3 年 第 3 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 3 年 9 月 6 日 提 出

目 次

同意第6号	教育長の任命について	1
同意第7号	教育委員会委員の任命について	2
報告第8号	損害賠償の額の決定及び和解について	3
報告第9号	令和2年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について	5
認定第1号	令和2年度東浦町一般会計決算の認定について	別添
認定第2号	令和2年度東浦町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	別添
認定第3号	令和2年度東浦町土地取得特別会計決算の認定について	別添
認定第4号	令和2年度東浦町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	別添
認定第5号	令和2年度東浦町水道事業会計決算の認定について	別添
認定第6号	令和2年度東浦町下水道事業会計決算の認定について	別添
議案第32号	東浦町税条例の一部改正について	7
議案第33号	東浦町手数料条例及び東浦町個人情報保護条例の一部改正について	17
議案第34号	令和3年度東浦町一般会計補正予算(第4号)	別添
議案第35号	令和3年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	別添
議案第36号	令和3年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別添
議案第37号	令和3年度東浦町水道事業会計補正予算(第1号)	別添
議案第38号	町道路線の変更について	19

同意第6号

教育長の任命について

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月6日提出

東浦町長 神谷明彦

庄子亨

東浦町大字森岡 昭和33年生

提案理由

教育長恒川渉の任期が、令和3年9月30日をもって満了となることに伴い、次期教育長を任命するため提案するものである。

同意第7号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月6日提出

東浦町長 神谷明彦

中村希代美

東浦町大字石浜 昭和54年生

提案理由

教育委員会委員野田雅代の任期が、令和3年9月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

報告第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月6日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 7 月 29 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について
道路の管理瑕疵による人身事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和 3 年 3 月 11 日（木）午前 11 時頃、相手方が町道森岡 25 号線を自転車で西から東へ走行していたところ、経年劣化により生じた舗装のくぼみと側溝との間の段差に当該自転車の前輪が引っ掛かったため、相手方が転倒し、第 2 腰椎を圧迫骨折した。

2 損害賠償の額

69,506 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	86,882 円
過 失 割 合	80%	20%
賠 償 額	69,506 円	0 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、69,506 円を支払うこととする。

報告第9号

令和2年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和3年9月6日提出

東浦町長 神谷明彦

令和2年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：%)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△6.72)	13.27	20.00
連結実質赤字比率	— (△24.02)	18.27	30.00
実質公債費比率	0.0	25.0	35.0
将来負担比率	— (△32.8)	350.0	

注 () 内に参考としてその値を併記しています。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	—	20.0
東浦町下水道事業会計	—	

注 比率の「—」は、資金不足額がなく資金剰余額がある場合

議案第 32 号

東浦町税条例の一部改正について

東浦町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第 26 条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の同一生計配偶者及び<u>扶養親族（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）</u>の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 168,000 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 33 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 33 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額</p>	<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第 26 条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の同一生計配偶者及び<u>扶養親族</u>の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 168,000 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 33 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 33 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額</p>

を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 略

(2) 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(3) 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(4) 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(5) 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含み、その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主た

を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 略

(2) 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(3) 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(4) 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除き、その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(5) 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含み、その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

<p>る目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6) 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する<u>学校法人</u> (その主たる事務所を県内に有するものに限る。) に対する<u>寄附金 (出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>(7) 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する<u>社会福祉法人</u> (その主たる事務所を県内に有するものに限る。) に対する<u>寄附金 (法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>(8) 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する<u>更生保護法人</u> (その主たる事務所を県内に有するものに限る。) に対する<u>寄附金 (出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金で県内に主たる事務所を有する法人に対するもの (その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)</p> <p>(11) <u>所得税法第 78 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金及び同項第 3 号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動</u></p>	<p>(6) 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する<u>法人</u> (その主たる事務所を県内に有するものに限る。) に対する<u>寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>(7) 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する<u>社会福祉法人 (法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除き、その主たる事務所を県内に有するものに限る。)</u> に対する<u>寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>(8) 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する<u>更生保護法人 (その主たる事務所を県内に有するものに限る。)</u> に対する<u>寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金で県内に主たる事務所を有する法人に対するもの (その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</p>
--	---

に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）のうち、県外に主たる事務所を有する法人又は団体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものに対するもの（当該法人又は団体の県内の事務所又は事業所において行われる業務に関連するものに限る。）で、町民の福祉の増進に寄与する寄附金として町長が指定するもの

ア 県内に事務所又は事業所を有すること。

イ 法人又は団体の主たる目的である業務を県内において現に行っていること。

2 略

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第 35 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢 16 歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告

2 略

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第 35 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告

書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1) から (3) まで 略

2 から 5 まで 略

(法人の町民税の申告納付)

第 46 条 略

2 から 8 まで 略

9 法第 321 条の 8 第 60 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 60 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

10 から 14 まで 略

15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 69 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りではない。

16 略

(法人の町民税に係る不足税額の納付の
手続)

第 48 条 略

2 及び 3 略

書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1) から (3) まで 略

2 から 5 まで 略

(法人の町民税の申告納付)

第 46 条 略

2 から 8 まで 略

9 法第 321 条の 8 第 52 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 52 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

10 から 14 まで 略

15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 61 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りではない。

16 略

(法人の町民税に係る不足税額の納付の
手続)

第 48 条 略

2 及び 3 略

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の4第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 及び (2) 略

（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第50条 略

2 略

3 第48条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の4第4項に規定する町民税にあつては、第

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 及び (2) 略

（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第50条 略

2 略

3 第48条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第

1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第50条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第50条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第50条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第50条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定に

1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第50条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第50条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来

かかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合）とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後 2 月を経過した日の前日（その日が民法第 142 条に規定する休日、土曜日又は 12 月 29 日、同月 30 日若しくは同月 31 日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。

（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）

第 5 条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 32 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額）以下である者に対しては、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

する町民税に係る第 50 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合）とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後 2 月を経過した日の前日（その日が民法第 142 条に規定する休日、土曜日又は 12 月 29 日、同月 30 日若しくは同月 31 日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。

（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）

第 5 条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 32 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額）以下である者に対しては、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

<p>2及び3 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2から23まで 略</p> <p><u>24</u> 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p><u>25</u> 略</p> <p><u>26</u> 略</p>	<p>2及び3 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から<u>平成34年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2から23まで 略</p> <p><u>24</u> 略</p> <p><u>25</u> 略</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第33条の7第1項に第11号を加える改正規定及び第3項の規定 公布の日
 - (2) 第46条第9項及び15項、第48条第4項、第50条第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項の改正規定 令和4年4月1日
 - (3) 第26条第2項及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに第4項の規定 令和6年1月1日
 - (4) 附則第10条の2第25項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条に第24項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日
- 2 この条例による改正後の東浦町税条例(以下「新条例」という。)第33条の7第1項(同項第11号を除く。)の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が同日前

に支出したこの条例による改正前の東浦町税条例第 33 条の 7 第 1 項に規定する寄附金については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 33 条の 7 第 1 項第 11 号の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和 3 年 1 月 1 日以後に支出する同号に規定する寄附金について適用する。
- 4 第 1 項第 3 号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

提案理由

この条例は、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する等のため提案するものである。

議案第 33 号

東浦町手数料条例及び東浦町個人情報保護条例の一部改正について

東浦町手数料条例及び東浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年9月6日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町手数料条例及び東浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例
(東浦町手数料条例の一部改正)

第1条 東浦町手数料条例(昭和59年東浦町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後						改正前					
別表第1 (第3条関係)						別表第1 (第3条関係)					
手数料の名称	区分	単位	金額	徴収の時期	備考	手数料の名称	区分	単位	金額	徴収の時期	備考
印鑑登録証明書の交付手数料の項から住民基本台帳の閲覧手数料の項まで略						印鑑登録証明書の交付手数料の項から住民基本台帳の閲覧手数料の項まで略					
住民票に記載した事項に関する証明書の交付手数料		1通につき	200円	交付のとき		住民票に記載した事項に関する証明書の交付手数料		1通につき	200円	交付のとき	
						個人番号カードの再交		1枚につき	800円	申請又は交付のとき	

					<u>付手 数料</u>				
戸籍に関する届書その他の書類の閲覧手数料の項から優良住宅新築認定申請手数料の項まで 略					戸籍に関する届書その他の書類の閲覧手数料の項から優良住宅新築認定申請手数料の項まで 略				

(東浦町個人情報保護条例の一部改正)

第2条 東浦町個人情報保護条例(平成20年東浦町条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(保有個人情報の提供先等への通知) 第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、 <u>内閣総理大臣</u> 及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は <u>同条第9号</u> に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。	(保有個人情報の提供先等への通知) 第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、 <u>総務大臣</u> 及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は <u>同条第8号</u> に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 38 号

町道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を変更するものとする。

令和 3 年 9 月 6 日提出

東浦町長 神谷明彦

整理番号	旧 新 別	路線名	起 点 (地 先)	重要な経過地
			終 点 (地 先)	
6080	旧	藤江 80 号線	東浦町大字藤江字大坪 39 番 13	
			東浦町大字藤江字トウズ 26 番 2	
	新		東浦町大字藤江字大坪 39 番 13	
			東浦町大字藤江字トウズ 27 番 1	

提案理由

三丁公園整備事業に伴い、終点を変更するため提案するものである。